

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 27 年 7 月号

# Dプロニュース

ご連絡先： 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:[info@d-produce.com](mailto:info@d-produce.com)

HP:<http://www.d-produce.com>



## 「第三次産業」における 労災発生状況の特徴は？

### ◆第三次産業の労災発生状況

厚生労働省から、「第三次産業における労働災害発生状況の概要(平成 26 年)」が発表されました。この中から特徴的な傾向について取り上げます。

### ◆小売業

労働災害は平成 21 年より増加傾向にあり、平成 26 年は 13,365 件(前年比 4%増)でした。

事故のパターンとしては、「転倒」が多く(34%)、次いで「動作の反動・無理な動作」(13%)となっており、これだけでほぼ半数を占めています。転倒災害の多くは 9~11 時台に発生しています。

また、経験年数 3 年未満の死傷者が全体の 45%を占め、50 歳以上の災害が約 7 割を占め、かつ年々増加傾向にあります。さらに、休業見込が1月以上の災害が約 6 割となっています。

### ◆社会福祉施設

労働災害が年々急増しており(6 年間で 1.5 倍)、平成 26 年は 7,224 件(前年比 8%増)となりました。小売業と同様、転倒災害が多く(31%)、9~11 時台に発生しており、50 歳以上の災害が約 7 割を占めています。

また、業種の特徴として、介護等に伴う「動作の反動・無理な動作」による災害が 34%を占めています。特徴的な、「腰痛」の発生件数は年々

増加しており、平成 26 年は 1,023 件(前年比 3%増)となりました。

### ◆飲食店

平成 26 年は 4,477 件(前年比 1%増)ですが、年々増加しています。ここでも「転倒」が 28%を占め、続いて職種柄が「切れ・こすれ」(24%)、「高温・低温物との接触」(17%)が続いています。

また、30 歳未満の死傷者数が全体の 3 分の 1 を占め、9~12 時の作業になれていない時間と繁忙時間となる 18~20 時に発生しやすい傾向にあります。さらにここでも、転倒災害は 9~11 時台に多く発生し、50 歳以上の災害が約 6 割を占めています。

### ◆高齢労働者の災害防止が重要になる

近年、転倒による労働災害が急増している背景には、労働者の高齢化があります。今回の発生状況を見ても、50 歳以上の転倒によるものが目立っており、骨盤・大腿の骨折等により休業日数が長くなることが多いです。

第三次産業では、製造業等に比べると重篤な災害が少ないということから、現場の安全性に対して意識がおろそかになってしまう傾向にありますが、これから労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、高齢労働者の転倒災害の防止は一層重要な経営事項になるでしょう。

## 厚生労働省がパート活躍を 後押しする企業を募集・表彰へ

### ◆「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を 新設

厚生労働省が、パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業等を表彰する「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を新設しました。

パートタイム労働者の待遇や労働環境の改善に向けて他の模範となる取り組みを行っている企業や事業所を表彰します。

### ◆目的は正社員との均等・均衡待遇の推進

制度の趣旨は、パートタイム労働者の働きや貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇を推進し、パートタイム労働者がいきいきと働くことができる職場環境を整備するためには、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取り組みが重要であるとし、それを後押ししようというものです。

### ◆企業単位でなく一事業所でも OK

応募の対象は、地域や企業の規模を問わず、パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる国内の事業所(企業)で、必ずしも全社的な取り組みでなくても、一事業所としての応募も可能です(締切りは8月4日(火)17:00 必着)。

### ◆応募資格は労働関係法令に 違反がないこと等

応募資格は、(1)応募時点において、パートタイム労働法の義務規定違反がないこと、(2)パートタイム労働法以外の労働関係法令に関し重大な違反がなく、かつ、その他の法令上または社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと、(3)表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること、の3つの要件を満たす事業所(企業)で、応募は、「パート労働ポータルサイト」内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」から応募用紙をダウンロードして行います。

### ◆表彰されるためには？

表彰基準は、(1)パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の診断結果が、雇用するすべてのタイプのパートタイム労働者に係る取組みにおいて総得点率 50%以上であること、(2)パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること、(3)パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組み(法定を上回る自主的な取組み)を行い、かつ、実績または成果が認められることで、表彰は、「最優良賞(厚生労働大臣賞)」、「優良賞(雇用均等・児童家庭局長優良賞)」、「奨励賞(雇用均等・児童家庭局長奨励賞)」の3部門で行われます。

## 「テレワーク」実施企業の現状と課題は？

### ◆約 1 割の企業でテレワーク実施

独立行政法人労働政策研究・研修機構から、「情報通信機器を利用した多様な働き方の実態に関する調査」の結果が公表されました。

近年、「テレワーク」(情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方)という言葉を目にする機会も多かと思いますが、「会社の制度として実施」している割合が 3.5%、「上司の裁量・習慣として実施」を含むと 13.2%となり、約 1 割の企業でテレワークを実施しているという結果となりました。

### ◆実施の目的は？

実施の目的ですが、終日在宅勤務では「家庭生活を両立させる従業員への対応」が 50.9%と最も多く、「定型的業務の効率・生産性の向上」「従業員の移動時間の短縮・効率化」がともに 43.9%で続いています。

1 日の一部在宅勤務では、「従業員の移動時間の短縮・効率化」(55.1%)、「家庭生活を両立させる従業員への対応」(46.9%)。モバイルワークでは、「定型的業務の効率・生産性の向上」(62.6%)、「従業員の移動時間の短縮・効率化」(61.9%)となっています。

### ◆就業場所・勤務時間管理は？

主な就業場所は、終日在宅勤務・1日の一部在宅勤務では「労働者の自宅」(ともに9割以上)が多く、モバイルワークでは「本社以外の他の事業所」(64.7%)、「移動中の交通機関の中や駅」(64.1%)となっています。

労働時間管理としては、終日在宅勤務・1日の一部在宅勤務で「通常の労働時間制度」(68.4%、64.7%)、次いで「フレックスタイム制」(29.8%、35.3%)となっています。モバイルワークでは「通常の労働時間制度」(73%)、「事業場外みなし労働」(30.9%)となります。

### ◆問題点・課題点は？

問題点は、終日在宅勤務では「進捗状況などの管理が難しい」(36.4%)、「労働時間の管理が難しい」(30.9%)、「コミュニケーションに問題」「情報セキュリティの確保に問題」(各27.3%)、「評価が難しい」(18.2%)となっています。1日の一部在宅勤務では「労働時間の管理が難しい」(42%)、「コミュニケーションに問題」「情報セキュリティの確保に問題」(各28%)となり、モバイルワークでは、「情報セキュリティの確保に問題」(42.3%)、「労働時間の管理が難しい」(40.3%)、「機器のコストがかかる」(25.5%)となっています。

このように課題も多いですが、今後の展望として、「現状のレベルで維持していきたい」(終日46.4%、一部44.2%、モバイル56.61%)、「拡充していきたい」(終日39.3%、一部36.5%、モバイル23.9%)となっており、テレワークは今後さらに増えていくと思われます。

## 7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月1日現在>[年金事務所または健保組合]
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

- 特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分>[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

### 15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

### 31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月~6月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

### 編集後記

皆様おはようございます。社会保険労務士法人 D・プロデュースの飯田です。

本年は、当事務所にとって大きな変革が伴う年となります。みなさまもご存じのとおり「マイナンバー制度」が来年1月より導入されるためです。国民一人一人にマイナンバーが付与され、まずは税と社会保障に適用されることとなっています。

国は、この制度の導入のため2,700億円の費用を見込んでいます。大きな目的として、国民の利便性の向上、行政の事務効率化に伴う費用削減が挙げられています。毎年70億円の費用が削減されるとの見込み試算が発表されています。単純計算ですが、39年かけて導入した金額が回収されることになります。

さらに、各企業様には安全管理体制の厳格化が求められます。また、当社のような社会保障のアウトソーシング先や税理士事務所などは、みなさまのマイナンバーを厳格に管理しなくてはなりません。現在のアウトソーシング先には、どのような管理体制を行うのかも含めて確認する必要がでてくるわけです。

そこで、当社のお客様には、マイナンバー制度の概要、求められる管理体制、実務上必要な規程整備、当事務所の管理体制などを分かりやすくお伝えするセミナーを企画しています。日程は8/17.8/24.9/10.9/17の計4回開催する予定です。詳細は改めてご案内いたしますが、この機会にぜひご参加いただき、今後の体制整備をご検討ください。よろしくお願いいたします。